

地方独立行政法人天王寺動物園への経営形態変更に伴う職員の承継及び派遣並びに勤務労働条件等について（案）

天王寺動物園については、今後、動物福祉に配慮した高度な飼育手法の確立や施設の整備など、より一層動物中心の取り組みを推進し、世界に誇れる持続可能な動物園経営を行うため、令和3年4月1日付けで地方独立行政法人天王寺動物園（以下、「法人」という）の設立を予定しており、以下のとおり、現在制度設計中の法人への移行に伴う職員の承継及び派遣、並びに職員の勤務労働条件等について説明します。

1. 法人への職員の承継及び派遣の取り扱いについて

（1）承継職員の範囲

動物飼育業務に従事する職員（獣医、動物専門員、飼育担当の技能職員）については、地方独立行政法人法第59条第2項に規定する承継職員とする。

（2）派遣職員について

事務及び技術職員については、法人の移行時における円滑な動物園運営を確保する観点から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき派遣とする。

なお、派遣の期間については、同法律第3条第1項に基づき、3年を超えないこととする。

（3）承継及び派遣の時期

令和3年4月1日（予定）

2. 承継職員の勤務労働条件等の取り扱いについて

法人における勤務労働条件等については、法人移行時の本市における給与等の水準を下回らないよう、本市制度を基本とし設計する。

（1）人事給与制度

① 給与及び諸手当

本市制度に準ずる形とし、法人移行時の本市における給与等の水準を下回らないこととする。

② 給料表

本市制度に準ずる。

③ 定年・退職制度

本市制度に準ずる。

④ 退職手当

本市在籍期間を通算し、本市支給基準に準じた法人の規程により支給する。

⑤ 人事評価制度

本市制度に準ずる。

(2) 勤務時間等

勤務時間、休暇等については、本市制度を基本とし設計する。

(3) 福利厚生等

① 社会保険

本市共済組合員とする。

② 福利厚生

本市互助会員とする。

③ 災害補償

災害補償は地方公務員災害補償法を適用する。

(法人として地方公務員補償基金大阪市支部へ加入)

④ 雇用保険

加入

(4) 適用開始時期について

令和3年4月1日(予定)

3. 本市から法人へ派遣される職員の勤務労働条件等の取り扱いについて

(1) 勤務労働条件等

本市と新法人との間で締結する「派遣者の身分取扱い等に関する協定書」で定める勤務労働条件等に関する主な項目は次のとおりとする。

ア) 給与等

本市での額を下回らない範囲で法人の関係規程に基づいて支給する。

イ) 勤務時間その他勤務労働条件

本市制度との均衡を考慮し法人の関係規程を準用する。

(2) 協定の適用開始時期について

令和3年4月1日(予定)

(別紙)

	承継職員	派遣職員
身分	法人職員（非公務員）	本市職員
給与	法人の給与規程により支給 ただし、本市給与制度に準 ずる	法人の給与規程により支給 ただし、協定書に基づき本市で の水準を下回らない範囲で支 給
諸手当	法人の給与規程により支給 ただし、本市給与制度に準 ずる	法人の給与規程により支給 ただし、協定書に基づき本市で の水準を下回らない範囲で支 給
退職手当	本市在籍期間を通算し、本 市支給基準に準じた法人の 規程により支給する	本市退職手当条例を適用する
勤務労働条件	法人の就業規則	本市制度との均衡を考慮し法 人の関係規程を準用する
社会保険	本市共済組合	
福利厚生	本市互助会	
災害補償	地方公務員災害補償基金大阪市支部	
雇用保険	適用	適用除外